

# 請 願 文 書 表

番号	受理年月日	件 名	要 旨	請 願 者 氏 名	紹 介 議 員	委 員 会
26 第4	26.10.7	米の需給安定対策について	<p>米の需給をめぐる情勢は、民間在庫の過剰が予想され、大幅な需給緩和が懸念されている。</p> <p>また、本年度からは米直接支払交付金の半減、米価変動補填交付金の廃止に加え、米穀機構の保有財源枯渇など、米の販売環境は極めて厳しい状況にある。</p> <p>米価が下落すれば、秋田県の農業及び稲作農家の経営、地域経済に甚大な影響が危惧される。</p> <p>については、次の事項について関係行政庁へ意見書を提出されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 平成26年産米にかかる緊急対策</li> <li>2. 米の需給と価格の安定対策</li> <li>3. 米価変動に対応した経営安定対策</li> </ol>	秋田ふるさと農業協同組合	佐藤 誠洋	産 業 建 設

<p>26 第5</p>	<p>26. 11. 21</p>	<p>農協改革について</p>	<p>J Aグループは、J A秋田組織整備・経営改革推進本部委員会等において、組織改革の方向性を検討し、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域活性化に取り組むことを基本方針としている。</p> <p>については、次の事項について関係行政庁へ意見書を提出されたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域の振興や農業の多面的機能の発揮についても農協法の目的に位置付け、事業目的の見直しは、組合員が出資・運営し自らが必要とする事業を利用することを目的とする協同組合の基本的性格を維持すること。</li> <li>2. 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。</li> <li>3. J A・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、ガバナンス制度や法人形態の転換等は強制しないこと。</li> <li>4. 自立したJ Aの自由な意思に基づき生まれ変わる新たな中央会は、代表、総合調整、経営相談・監査の機能を十全に発揮できるよう、農協法上に位置づけること。</li> </ol>	<p>秋田ふるさと農業協同組合</p>	<p>土田 祐輝 播磨 博一 小野 正伸 佐藤 誠洋</p>	<p>産 業 建 設</p>
------------------	-------------------	-----------------	---	---------------------	--	--------------------